女川町地域医療センター

虐待･身体拘束防止のための指針

１　虐待･身体拘束防止に関する基本的考え方

虐待･身体拘束は人間の尊厳の保持や、人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、防止のために必要な措置を講じなければなりません。

当施設では、虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に則り、高齢者を含む全ての入所･利用者等への虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

２　虐待･身体拘束防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、虐待･身体拘束等の発生の防止等に取り組むにあたって「虐待･身体拘束防止委員会」を設置します。

①設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

②高齢者虐待防止委員会の構成委員

- 管理者
- リスクマネージャー
- 介護支援専門員
- 看護・介護職員
- 医療技術職員
- 事務職員

※サービス提供部門ごと1名以上委員を選出

③虐待･身体拘束防止委員会の開催

委員会は、年2回（6月・12月）の医療等安全管理委員会同日に定期開催とし虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員を招集し開催します。

④虐待･身体拘束防止委員会の役割

ア）虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること

イ）虐待･身体拘束防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること

ウ）職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること

エ）虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること

オ）虐待が発生した場合の対応に関すること

カ）虐待の原因分析と再発防止策に関すること

⑤虐待･身体拘束防止の担当者の選任

虐待・身体拘束防止委員会委員とします。

３　虐待･身体拘束防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

①定期的な研修の実施（年2回以上）

②新任職員への研修の実施

③その他必要な教育・研修の実施

④実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

４　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

①虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合も、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。

②緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

５　虐待等が発生した場合の相談報告体制

①入所･利用者等及びその家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。相談窓口は、２⑤で定められた虐待･身体拘束防止担当者とします。

②施設内で虐待等が疑われる場合は、担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。

③施設内における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待･身体拘束防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。

④事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待･身体拘束防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

６　成年後見制度の利用支援

入所･利用者等及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

７　虐待等に係る苦情解決方法

①虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。

②苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。

③対応の結果は相談者にも報告します。

８　当指針の閲覧について

当指針は、入所･利用者等及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

９　その他

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入所･利用者等の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

付則

２０２４年４月施行